

田名地区防災計画

令和4年2月策定
田名地区まちづくり会議
田名地区連合自主防災隊

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編制・・・・・・・・1
- 3 地区防災計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 自助・近助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 地震災害の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 風水害の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・8
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・11
- 5 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 6 共同住宅等の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 7 洪水浸水被害が予測される場合の対応・・・・12

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・13
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 風水害時避難訓練の実施・・・・・・・・・・・・14
- 6 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・14

3 応急対策計画

第1章 地区連合自主防災組織の体制

1	地区連合自主防災組織本部の設置	15
2	単位自主防災隊の連合本部への報告基準	15
3	田名地区連合自主防災隊の活動	15
4	単位自主防災隊の活動	16
5	連合本部の廃止	16
6	災害時の連絡体制・動員	16

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動、水防活動	17
2	救出・救護活動	17
3	避難誘導	17
4	住民の安否確認	18
5	災害時要援護者対策	18
6	避難所等の管理・運営	19
7	在宅避難者の把握・支援	19
8	車中泊等の避難所以外避難者への対応	19
9	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	19

《 資料 》

1	田名地区防災計画の位置付け
2	連合自主防災組織編制図
3	田名地区連合自主防災隊規約
4	田名地区災害連絡系統図
5	避難所等一覧表
6	避難対象自治会参考表
7	城山ダム緊急放流タイムライン
8	相模川タイムライン
9	マイ・タイムライン様式
10	防災カルテ
11	参考資料一覧

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、向こう三軒両隣が助け合う「近助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

田名地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織及び地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

3 地区防災計画の位置付け

田名地区防災計画は、平成27年12月に田名地区まちづくり会議及び田名地区防災計画検討協議会が提案し、平成28年2月の相模原市防災会議において承認されたもので、相模原市地域防災計画に位置付けられている。

4 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。
- ・まちづくり会議に意見照会した修正案は、拡大防災会議に付議し、修正案を確定するものとする。

➤ 拡大防災会議・・・田名地区連合自主防災隊規約第13条に規定する会議

第2章 自助・近助・共助の基本及び地区居住者等の役割

「自らの身は自ら守る(自助)」、「向こう三軒両隣が助け合う(近助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。

1 地区居住者の役割

- (1) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (2) 災害時には、近助・共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、安否確認、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (3) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び整備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 地形概要

相模原台地は多摩丘陵と相模低地に挟まれて発達しており、北東境には境川、南西境には相模川が流れている。相模原台地は、南北に扇状にのびる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜している。台地は、5段の段丘面で構成されており、その境は比高数mの傾崖地（段丘崖）となっている。

台地の南端には、座間丘陵と呼ばれる開析（谷が山地や台地などを刻むこと）の進んだ丘陵地が位置する。また、相模川に沿って低地が分布するほか、台地を刻む河川沿いにも狭小な谷底平野（細長い谷間の低平な土地）がのびる。

(2) 地形分類

ア 台地・段丘

相模原台地には、「武蔵野面」以下3段の各段丘面が分布する。こうした段丘は、かつて相模川が扇状地を形成した後に段丘化したものである。「武蔵野面」相当の中位段丘面は旧相模原市域の北東側を占め相模原面と呼ばれる。標高は北から南に向かって低くなり、橋本で140m、麻溝で90mである。

台地の南西部を占める段丘面は「立川面」相当（下位段丘）とされ、さらに2面に細区分され、古い方（標高が高い方）から田名原面、陽原面と呼ばれる。相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面で、田名原面が約2.6～2.8万年、陽原面が約2万年前に形成されたものである。それぞれの段丘の境は、数mの比高のある段丘崖となっており、この崖はかつての川岸であったところである。これらの段丘も川沿いに上流へ向かって連続的に発達している。

イ 谷底平野（半在家、陽原、田名テラス、田名団地、塩田）

相模原台地では道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が台地を侵食して流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形である。また、相模川本川及びそれらの支谷に沿って谷底平野が発達している。

谷底平野は、河川の蛇行や周囲より低いことにより水が溜まりやすい、低湿な土地である。また、山地域の狭小な谷沿いにみられる谷底平野は、増水時に冠水しやすい。

相模原台地面には、こうした谷底平野の上流に浅い谷地形が連続して分布している。こうした凹地は、地形図上では表現されないが、周辺より低いため、異常降雨時には湛水しやすいことが指摘される。

ウ 自然堤防（滝、水郷田名、水郷田名団地）

河川の上流から運搬された土砂が、河川の岸にそって堆積して形成された微高地の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地しているほか、畑地として利用されている。

エ 沖積低地（滝、水郷田名、水郷田名団地、望地）

相模川沿いの氾濫性低地である。かつては相模川が氾濫したときに、浸水する土地であったが、現在は堤防が整備されたことにより危険性は低くなった。ただし、一般的に内水氾濫が発生しやすい土地であるため、異常降水時には注意が必要である。主に、水田などに利用されている。

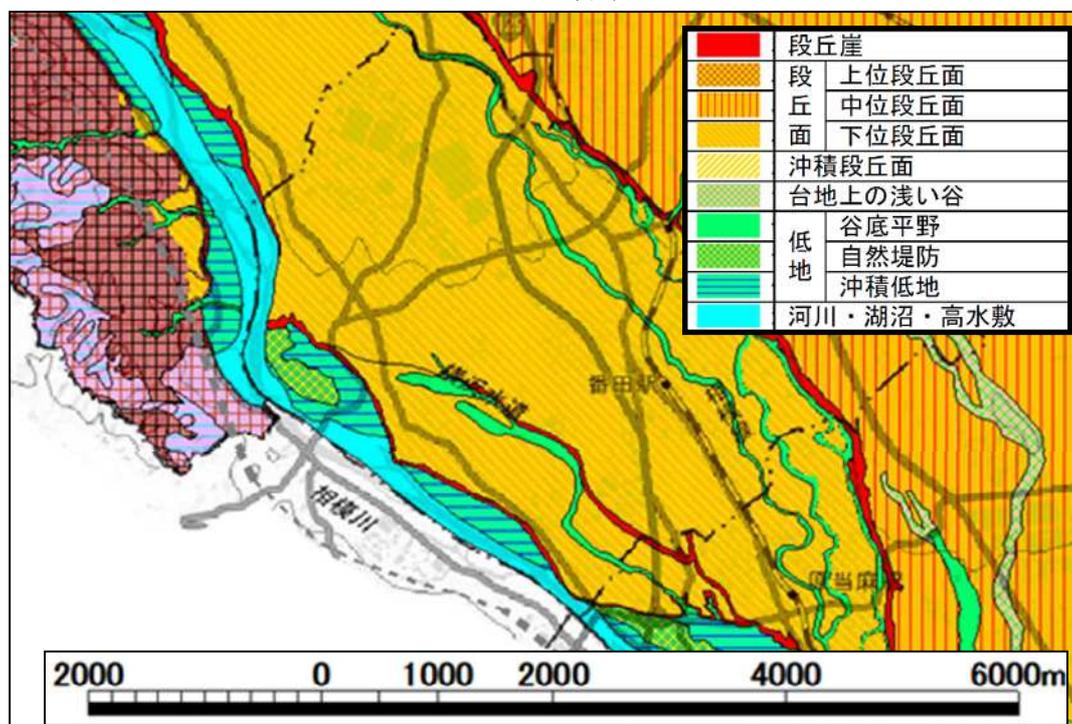
(3) 地形と災害との関係

田名地区等で認められる地形と災害との関係をまとめるとつぎのようになる。

表 1 地形と災害との関係

地 形		災 害 特 性
台 地 ・ 段 丘	多摩面（高位段丘）	自然災害発生危険性は低い。ただし、大雨時には小河川や谷地形の箇所 で水が溜まりやすい。
	下末吉面（上位段丘）	
	相模原面（中位段丘）	
	田名原面（下位段丘）	
	陽原面（下位段丘）	
	沖積段丘面（低位段丘）	河川の氾濫時に浸水する可能性がある。
	段丘崖	大雨時や地震時に崖崩れが発生しやすい。
谷底平野		大雨時に河川の流下能力を超えた雨水が集中すると、浸水しやすい。
低 地	自然堤防	周囲の低地よりは浸水しにくい。
	沖積低地	河川の氾濫により浸水しやすい。ただし、堤防が整備されているため、外 水氾濫の可能性は低い。逆に堤防内の雨水が排水できなくなる内水氾濫の 危険性がある。 地震時には、揺れが増幅し家屋、道路、ライフラインなどの被害が発生し やすい。また、砂が多い土地では、液状化現象が発生することがある。

図 1 地形分類図



【参考文献】相模原市防災アセスメント調査 報告書（平成26年5月）

2 社会的条件

(1) 人口

令和3年4月現在（住民基本台帳人口）、男性15,562人、女性14,868人、合計30,430人で、年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が59.9%、高齢人口（65歳以上）が27.2%となっている。

なお、平均年齢は、46.45歳である。

※高齢者や障がい者等の福祉施設が多く所在するため、実際の高齢人口の割合は高いものと推定される。

また、生産年齢人口の割合が高いため、日中の高齢人口の割合は更に高くなるものと推定される。

(2) 交通

一般国道は、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする129号がある。

主要地方道、一般県道は、県道48号鍛冶谷相模原、県道54号相模原愛川及び県道63号相模原大磯等が通過している。

また、地区内に鉄道駅はない。

(3) その他

地区自主防災組織の中核を担う田名地区自治会連合会（田名地区連合自主防災組織）の加入率については52.5%（令和3年4月1日現在）となっている。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 地震災害の被害想定

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

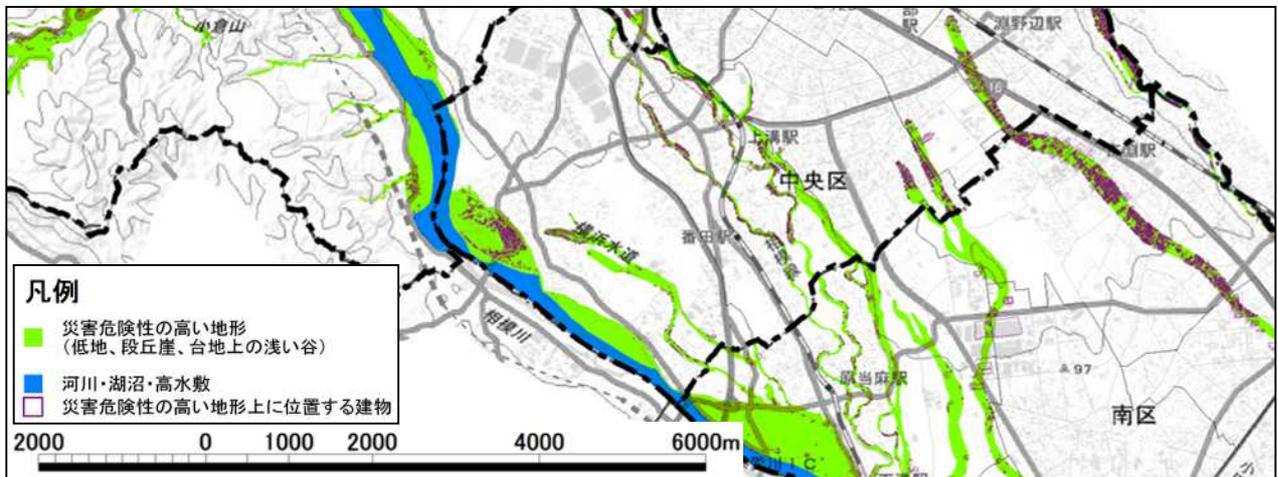
想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1) 【市内最大震度 6 強】
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1) 【市内最大震度 6 強】
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震 【市内最大震度 6 強】
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天 候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

(1) 建物被害

建物被害は次のとおりである。〔冬 18 時〕〔単位：棟〕

想定地震	地 区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	田名	9,813	394	54	49	1,290
西部直下地震	田名	9,813	305	18	49	1,171
大正関東タイプ地震	田名	9,813	75	0	33	638

図 2 災害危険性の高い地形と建物分布



(2) 人的被害

人的被害は次のとおりである。〔単位：人〕

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	24	19	4
	閉込者	128	99	24
	重傷者	27	21	5
	軽傷者	170	148	74
冬18時	避難者当日	1,159	927	350
	避難者1週間後	2,642	2,358	1,378

2 風水害の被害

(1) 浸水被害の発生地域

相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地である。

しかし、明治期以降の堤防やダム建設等の治水対策が進んだため、増水によって河川から水があふれ出る「外水氾濫」の危険性は低く、過去に大水害が発生した記録もない。その一方で、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水施設整備の遅れなどによる「内水氾濫」が発生しやすくなっている。

(2) 土砂災害の発生地域

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生している。特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多い。

【参考文献】相模原市防災アセスメント調査 報告書（平成26年5月）

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

田名地区は、災害時の被害を最小限にとどめるため、地区の特性に応じて、災害対策を促進し、田名地区住民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

(1) 田名地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

ア 田名地区連合自主防災隊の充実

田名地区連合自主防災隊役員の任期を複数年度とし、自治会役員経験者等により編成して、要員増強と組織の機能強化を図る。特に、計画機能を強化して活動を充実する。

イ 避難所運営協議会の充実

役員等任期の複数年化により継続性を確保する。また、作業班の自治会単位編成により機動性の確保及び女性の参画促進を図る。

(2) 田名地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための次の訓練を支援する。

ア 地区総合防災訓練（原則として11月第2日曜日）

イ 避難所開設運営訓練

ウ 単位自主防災隊の防災訓練

エ 滝、水郷田名及び水郷田名団地自治会を中心とした総合的な風水害時避難訓練

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 地区連合自主防災組織

組織	任務（田名地区連合自主防災隊規約）
隊長	隊長は、本隊を代表し、隊務を総括し地震時等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
副隊長 （専任副会長）	隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その任務を行うほか、事務局長を兼ねる。
会計	本隊の会計を掌理する。
計画班	本隊の事業計画及び予算書の作成、地区防災訓練の計画・実施、単位自主防災隊への訓練支援及び防災課題全般への取組みを行う。
対策班 （防災専門員）	発災及び防災訓練時に区本部との連絡調整及び事務局支援を行う。

連絡班	発災時、防災訓練時において区本部、単位自主防災隊、避難所との無線による連絡、情報収集及び伝達並びに交信記録の作成を行う。
相談役	本隊事業に対し、過去の経験や専門的知識に基づき相談やアドバイスを行う。
災害支援員	災害発生時において本隊各々の班が行う業務が円滑かつ迅速に行えるよう支援する。

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、防災マイスター等と協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、催し物等の計画・実施を行う。</p> <p>また、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、田名まちづくりセンターに連合自主防災組織本部を設置し、市（現地対策班）と単位自主防災組織の間に立ち、情報のとりまとめ・単位自主防災隊への活動等指示等を行う。</p> <p>単位自主防災組織及び避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p>

(2) 単位自主防災組織

単位自主防災組織の編成は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の指揮、情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。

給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する研修・訓練を行う。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者活動に取り組む。

※災害時は災害状況、参集状況を勘案し、必要な班から編成する。

4 出火防止及び初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限され、火災の拡大が懸念されることから、各家庭において、次の対策に努める。

(1) 出火防止

火災発生の原因を絶つことを目的とし、次の事項を点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ その他建物等の危険箇所の状況
- ④ 感震ブレーカー等の設置

(2) 初期消火対策

火災の拡大を阻止することを目的とし、消火器、簡易消火器具等備えるように努める。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域等（ハザードマップの活用）
- ② 過去の災害履歴、災害に関する伝承
 - ・令和元年東日本台風における城山ダム緊急放流

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き・減災マップ）

⑤ さがみはら防災マップ

6 共同住宅等の災害対策

共同住宅の所有者・管理者・占有者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための災害対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

7 洪水浸水被害が予測される場合の対応

神奈川県から城山ダム緊急放流実施の連絡や台風に伴う大雨の影響により、相模川沿いに洪水浸水被害が予測される場合には、現地対策班と連携を図るとともに、城山ダム緊急放流及び相模川タイムラインに基づき対応する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 大地震発生後、風水害発生前の避難行動の考え方に関すること。
- ⑤ 地震発災直後における活動の重要性に関すること。
- ⑥ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑦ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑧ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑨ マイ・タイムライン作成に関すること。
- ⑩ ペットを連れての避難に関すること。
- ⑪ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑫ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ⑬ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係行事の時期に行うほか、地域の催し物等に付随する形式で随時実施するように努める。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害及び風水害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨時や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・ど

こに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 防災訓練の実施

大地震及び風水害等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

ア 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練等（避難所運営ゲームHUG、災害対応カードゲームクロスロード等）

イ 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

ウ 体験イベント型訓練

地域の催し物等にて、防災に関連したイベントを実施し、参加者が楽しみながら、防災を学べるものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

訓練は、春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間、市の防災週間（7月第1土曜日から1週間）、防災の日（9/1）及び防災週間（8/30～9/5）を考慮した適切な日に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 風水害時避難訓練の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の居住者は、洪水ハザードマップ又は土砂災害ハザードマップを活用した訓練を4月～6月に実施する。

6 防災資機材等の点検・管理

単位自主防災隊等は、毎年度6月までに防災倉庫内の防災備品の確認を行うとともにリストを更新し、適正な管理を行う。また、防災簡易無線機については、使用方法と管理方法を引き継ぐ。

3 応急対策計画

第1章 地区連合自主防災組織の体制

1 地区連合自主防災組織本部の設置

田名地区連合自主防災隊（正副隊長と計画班、対策班（防災専門員）、連絡班）は、次の基準により、田名まちづくりセンター会議室に「田名地区連合自主防災組織本部（以下「連合本部」という。）」を設置する。

- (1) 市域で震度5強の地震を観測したとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (3) 市域に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき
- (4) 城山ダム緊急放流の実施が発表されたとき。
- (5) 現地対策班と協議し、田名地区連合自主防災隊長が必要と認めたとき
- (6) その他、被害が発生するおそれがあるとき

連合本部を設置した場合には、「相模原市田名地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

※夜間・休日など、田名まちづくりセンターが開所されていない際は、現地対策班が開設されるまで、田名まちづくりセンター敷地内に仮設の連合本部を設置する。

※地区連合自主防災隊参集前は、現地対策班が連合本部の活動を代行する。

2 単位自主防災隊の連合本部への報告基準

単位自主防災隊は、次の基準により、各地区の状況を連合本部へ報告をする。

- (1) 市内で震度5強を観測したとき
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (3) 市域に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき
- (4) 城山ダム緊急放流の実施が発表されたとき。
- (5) 連合本部から要請があったとき

※単位自主防災隊が編成されていない自治会は、自治会長が状況報告を行う。

※災害情報は、ひばり放送・エフエムさがみ等の他、防災メールの登録をして把握する。

3 田名地区連合自主防災隊の活動

田名地区連合自主防災隊が連合本部を設置した際は、次のとおり活動をする。

- (1) 単位自主防災隊と連絡を取り、地域の状況確認を行う。
- (2) 単位自主防災隊の状況報告に基づいて、単位自主防災隊に活動等の指示をする。
- (3) 上記(1)において、被害発生等について確認が取れない単位自主防災隊の地域には、周囲の単位自主防災隊等に現地調査を依頼し、現地対策班と連携した当該地域の状況確認を行う。
- (4) 危険情報・避難所情報について、単位自主防災隊と共有を行う。

4 単位自主防災隊の活動

単位自主防災隊は、次のとおり連合本部と連携した活動をする。

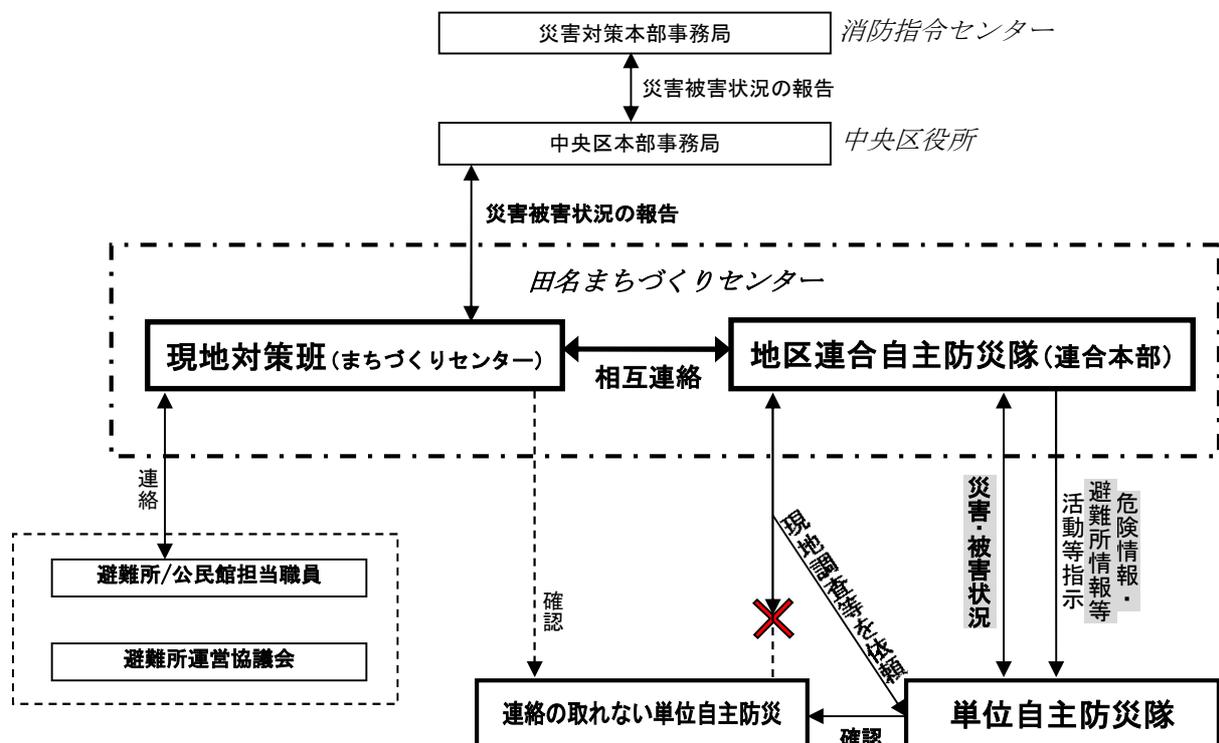
【地震災害時】

- (1) 地域内の危険箇所を含めた状況を確認し、連合本部に報告する。
- (2) 自らの判断又は連合本部の指示により、必要な活動を行う。

【風水害時】

- (1) 災害発生が予想されるときは、連合本部との連絡体制を整え、必要に応じて地域内の危険箇所の見回りを行う。
- (2) 自らの判断又は連合本部の指示により、必要な活動を行う。

<災害時における田名地区の情報連絡体制>



※緊急度の高い事案については、消防又は警察に連絡する。

5 連合本部の廃止

現地対策班の配備体制が解除された場合、もしくは現地対策班と協議し、田名地区連合自主防災隊長が認めた場合には、連合本部を廃止する。

連合本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

6 災害時の連絡体制・動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合本部は田名地区防災用簡易無線機等を用いた災害連絡系統図を定める。また、状況により必要と認められるときは、各単位自主防災隊より動員を行うことができる。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動、水防活動

- (1) 初期消火活動
火災が発生した場合には、初期消火活動や消防機関への協力を努めるものとする。
- (2) 水防活動
消防機関等に水防の従事を要請された場合は、協力するように努めるものとする。

2 救出・救護活動

- (1) 救出・救護活動
建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確認したうえで、救出・救護活動を行う。
- (2) 救出・救護活動等の原則
 - ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
 - ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
 - ③ 傷病者には、消防団員等の協力を得て、止血等の応急手当の実施や、救護所への搬送を行う。
- (3) 関係機関の要請
緊急に防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、消防の出動を要請する。

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

- (1) 避難誘導の指示
市長から避難指示等が発令されたとき、城山ダム緊急放流の実施が発表されたとき又は連合本部等が避難の必要があると認めたときは、連合本部から単位自主防災隊長に対し田名地区防災用簡易無線機等を用い、避難誘導開始の指示を行う。
- (2) 避難誘導
単位自主防災隊長は、連合本部の避難誘導開始の指示を受けた時は、又は、災害のおそれが高まった場合には、避難計画に基づき、住民を避難所等に誘導する。
ただし、風水害に備えて、予めマイ・タイムラインを作成している場合には、マイ・タイムラインの自主避難開始を優先する。
- (3) 避難場所・避難所の区分
災害時の避難所等は、災害の種別及び状況によって異なる。田名地区の避難所等は、資料「避難所等一覧表」参照。
 - ア【一時避難場所】地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための、各自主防災組織において選定する空地、小公園、学校等の場所をいう。
 - イ【広域避難場所】地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

ウ【風水害時避難場所】＜洪水・土砂災害＞風水害等の切迫した災害の危険から命を守るために、臨時的に避難する場所をいう。

エ【避難所】避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる施設をいう。

オ【福祉避難所】災害時に在宅や避難所での生活が著しく困難となり、支援を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児などが避難所等から避難移動する場所をいう。

(4) 避難行動の考え方

①地震災害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

順位1．火災等の災害が近隣に発生した場合、災害の推移を見守るために一時避難場所に避難する。

順位2．同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、火煙やふく射熱から生命、身体の安全を確保するために広域避難場所へ避難する。

順位3．住居を失い、居住ができない場合に避難所へ避難する。

②風水害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

順位1．早期に危険区域外の親族・知人宅等へ避難する。

順位2．市が開設した風水害時避難場所（公民館・避難所等）又は自主防災組織が開設した施設へ避難する。

順位3．外へ避難するのが危険な場合は、建物内で安全確保する（斜面から離れた2階の部屋等）。

4 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

5 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後おおむね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、単位自主防災隊等の支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに避難所運営本部等に報告する。

(3) 避難誘導

災害時要援護者別状況の対応については、避難経路、避難場所等、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

6 避難所等の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、避難所運営マニュアルに基づき実施する。

なお、避難所の運営は避難所運営協議会を中心に避難者全員が協力して行う。

(1) 多様な視点に基づいた避難所の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用するため、こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

(2) 新型コロナウイルス等感染症対策

避難所における新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編に基づく感染症対策を実施する。

(3) 風水害時避難場所の運営支援

城山ダムの緊急放流の実施など、多数の避難者が想定される場合には、連合本部の指示により、風水害時避難場所の運営支援を行う。

7 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び連合本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、最寄りの避難所で在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間が経過後は、地震の発生の可能性がなくなったことではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間が経過後は、地震の発生の可能性がなくなったことではないことに留意し、

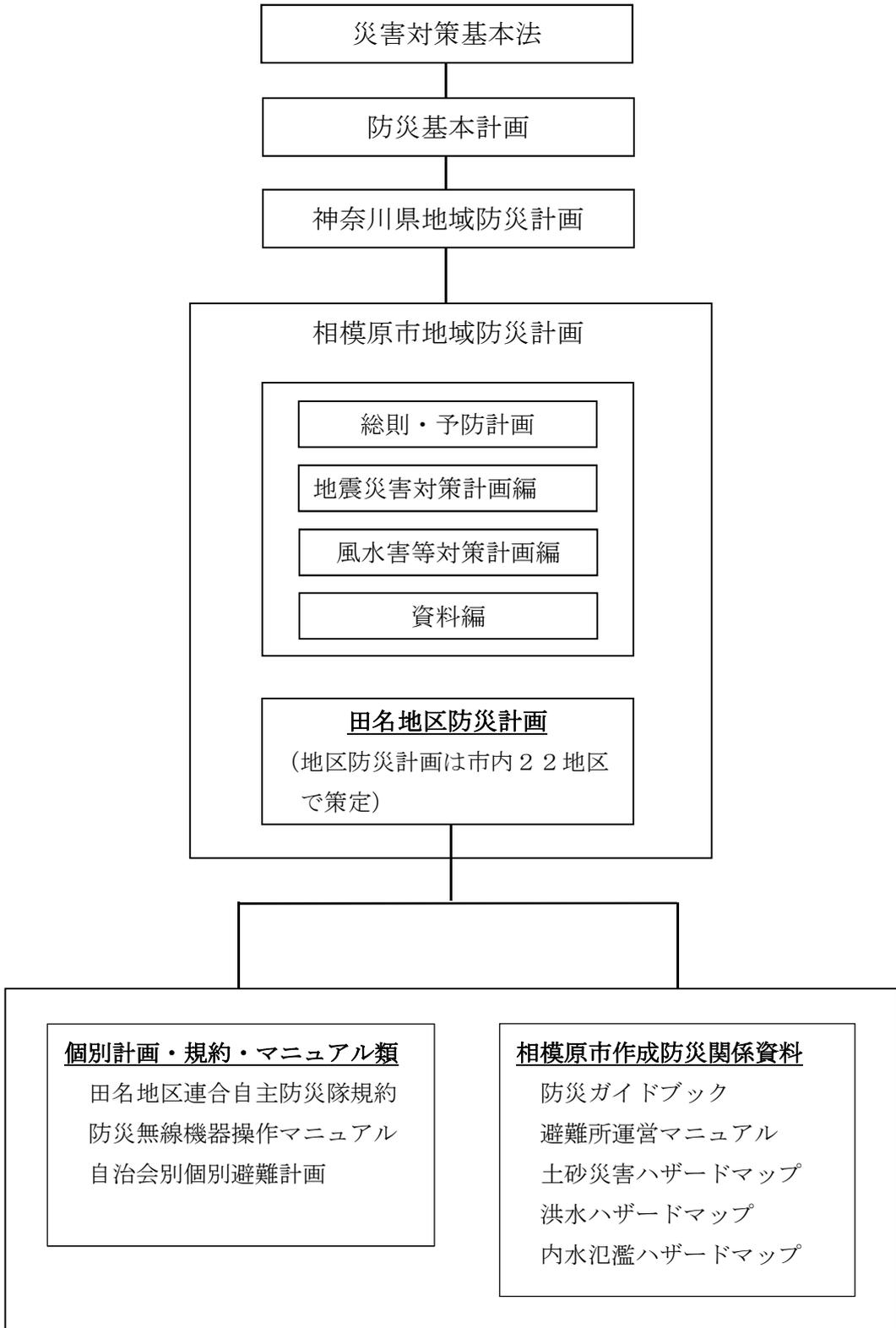
通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

- ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
- イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。
- ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

《 資 料 》

田名地区防災計画の位置付けと体系



田名地区連合自主防災隊規約

(名称)

第1条 この隊は、田名地区自治会連合会自主防災隊（以下「本隊」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本隊の事務局は、田名まちづくりセンター（相模原市中央区田名4834番地）内に置く。

(組織)

第3条 本隊は、田名地区自治会連合会（以下「自治連」という。）に所属する単位自治会の自主防災隊（以下「単位自主防災隊」という）及び単位自治会長経験者等をもって組織する。

(目的)

第4条 本隊は、住民の防災対策の基本である共助の精神に基づき自主的な減災・防災活動を行うことにより、起こりうる地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本隊は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 減災及び防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 地区内防災活動の連絡調整及び防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における安否の確認・情報の収集・伝達・避難等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備に関すること。
- (6) 行政、その他の関係組織との連携に関すること。
- (7) その他本隊の目的を達成するために必要な事業。

(役員・事務局)

第6条 本隊に次の役員（以下「本部員」という。）を置く。

- (1) 隊長 1名（自治連会長）
 - (2) 副隊長 3名（自治連副会長及び隊長が指名した者）
 - (3) 会計 1名（自治連会計）
 - (4) 計画班 6名（前年度、当該年度自治連正副防災部長及び隊長が指名した者）
 - (5) 対策班 2名（防災専門員）
 - (6) 連絡班 4名（自治会長OB等）
 - (7) 相談役 若干名（隊長が指名した者）
 - (8) 災害支援員 若干名（自治会長OB等）
 - (9) 避難所 2名（避難所運営協議会会長；田名小学校・田名北小学校）
- 2 災害発生時における本隊本部の構成員は、隊長、副隊長（専任副会長及び隊長が指名した

者) 2名、計画班4名、対策班2名、連絡班4名及び災害支援員で組織し運営する。

3 本部事務局は、副隊長(専任副会長及び隊長が指名した者)2名、計画班4名に隊長が指名した者及び田名小学校・田名北小学校避難所運営協議会会長で組織し運営する。

4 対策班の防災専門員は、防災活動に関する知識と経験を有し、防災への強い意欲と指導力のある者を充てるものとし、自治連会長が指名し委嘱するものとする。

(役員の仕事)

第7条 隊長は、本隊を代表し、隊務を総括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長(専任副会長)は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその仕事を行うほか、本部事務局を掌理する。

3 会計は、本隊の会計を掌理する。

4 計画班は、本隊の事業計画及び予算書の作成、地区防災訓練の計画・実施、単位自主防災隊への訓練支援及び防災課題全般への取り組みを行う。また災害発生時においては、対策班・連絡班の支援を行う。

5 対策班は、発災時及び防災訓練時において、専門的知識に基づき情報の分析及び検討を行い、隊長を補佐する。

6 連絡班は、発災時、防災訓練時において、現地対策班、単位自主防災隊との無線による連絡、情報収集及び伝達並びに交信記録の作成を行う。

7 相談役は、第5条に規定する事業のうち同条第4号の事業を除き、過去の経験や専門的知識に基づき相談やアドバイスを行う。

8 災害支援員は、災害発生時において本隊本部各々の班が行う業務が円滑かつ迅速に行えるよう支援する。

(任期)

第8条 本部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 改選又は欠員により選任された本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本隊の会議は、本部会議、自治会長・防災部長合同会議、拡大防災会議とする。

(会議の招集等)

第10条 会議は必要に応じて隊長が招集し、隊長が議長となる。

(本部会議)

第11条 本部会議は、本部員及び隊長が指名した者をもって構成する。

2 本部会議は、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画、予算の決定及び事業実績、決算の認定に関すること。

(3) その他特に必要と認める事項に関すること。

(自治会長・防災部長合同会議)

第 12 条 自治会長・防災部長合同会議は、本部員及び単位自治会長・防災部長をもって構成する。

2 自治会長・防災部長合同会議は、次の事項を審議する。

- (1) 地区の年間防災活動に関すること。
- (2) その他特に必要と認める事項に関すること。

(拡大防災会議)

第 13 条 拡大防災会議は、本部員、並びに単位自主防災隊長（自治会長）・防災部長、行政及びその他組織の関係者をもって構成する。

2 拡大防災会議は、次の事項を審議する。

- (1) 地区防災活動及び地区防災訓練の実施に関すること。
- (2) その他特に必要と認める事項に関すること。

(会議の成立等)

第 14 条 会議は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専決・委任)

第 15 条 本隊の活動うち、地震等緊急の必要があるときは隊長の判断で専決処理することができる。ただし、実施後直ちに本部会議に報告し、承認を受けなければならない。

(経費)

第 16 条 本隊の経費は、自治連、相模原市補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本隊の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 18 条 本隊の会計監査は、自治連会計監査時に行う。ただし、必要がある場合は臨時に行うことができる。

2 監査の結果は、自治連定期総会において報告しなければならない。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、隊長が別に定める。

附則

この規約は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年10月4日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月30日から施行する。

附則

この規約は、令和元年10月10日から施行する。

附則

この規約は、令和3年5月26日から施行する。

附則

この規約は、令和4年5月12日から施行する。

田名地区防災組織編成

中央区本部

田名地区連合自主防災隊

田名地区連合自主防災隊 本部 ※前年連合正副防災部長などOB化

- ・隊長（連合会長） 1名
- ・副隊長（連合副会長：専任） 1名
- （連合副会長：指名） 1名
-（連合副会長：現役） 1名
- ・会計（連合会計：現役） 1名
- ・相談役 2名
- ・計画班（指名） 2名
- （前年連合正副防災部長） 2名
-（現役連合正副防災部長） 2名
- ・対策班（防災専門員） 2名
- ・連絡班（無線連絡、記録） 4名

【田名地区防災事務局 10名】

- 連合（副隊長・計画班・相談役等） 8名
- 避難所運営協会長（田名・田名北） 2名
- （まちづくりセンター（所長・政策担当） 2名）

役割

「平常時」の防災活動の推進

- ・地区防災訓練の計画推進
- ・事業計画・予算の立案
- ・防災課題への取組み

情報共有

情報共有

現地対策班（まちづくりセンター）

- ・所長 1名
- ・政策担当 1名
- ・班員 7名

連携

単位自主防災隊（16自治会）

- ▶ **隊長（現役自治会長）** ※連合本部の現役副隊長、会計、計画班は、有事には単位自主防災隊を優先する。
 - ・副隊長（現役副会長） ①情報連絡班 ④避難誘導班 ⑦要援護者支援班
 - ・各班長（現役自治会員） ②初期消火班 ⑤避難所運営班
 - ・班員（OB 他） ③救出救護班 ⑥給食給水班
- ※自治会役員OBなどを中心とした複数年任期制で組織を指向

情報共有

田名地区防災サポーター※要検討

※ボランティア（事前登録制）

- ・自治会活動経験者
- ・連合婦人会
- ・消防・消防団OB
- ・自治会防災部経験者
- ・避難所運営協経験者
- ・社協福祉ねっと推進員
- ・民生委員
- ・地区内企業
- ・地区内福祉施設
- ・中・高学生
- ・やる気のある方 など

協働

避難所運営協議会（田名地区単独避難所の例）※自治会長経験者等

- ・会長（自治会長OB） ①田名小（滝、水郷田名、堀之内、半在家、陽原、望地、田名団地、田名テラス、水郷田名団地）
- ・役員（自治役員OB） ②田名北小（田名四ッ谷、清水、堀之内団地、堀之内）
- ・各班長（自治役員OB） ③新宿小（新宿・上溝地区） ④夢の丘小（塩田、塩田団地・麻溝地区）
- ・市担当職員 ⑤九沢小（葛輪・大沢地区）は、参加避難所運営協議会の状況に合わせて、対応を別途設定する。
- ・施設管理者

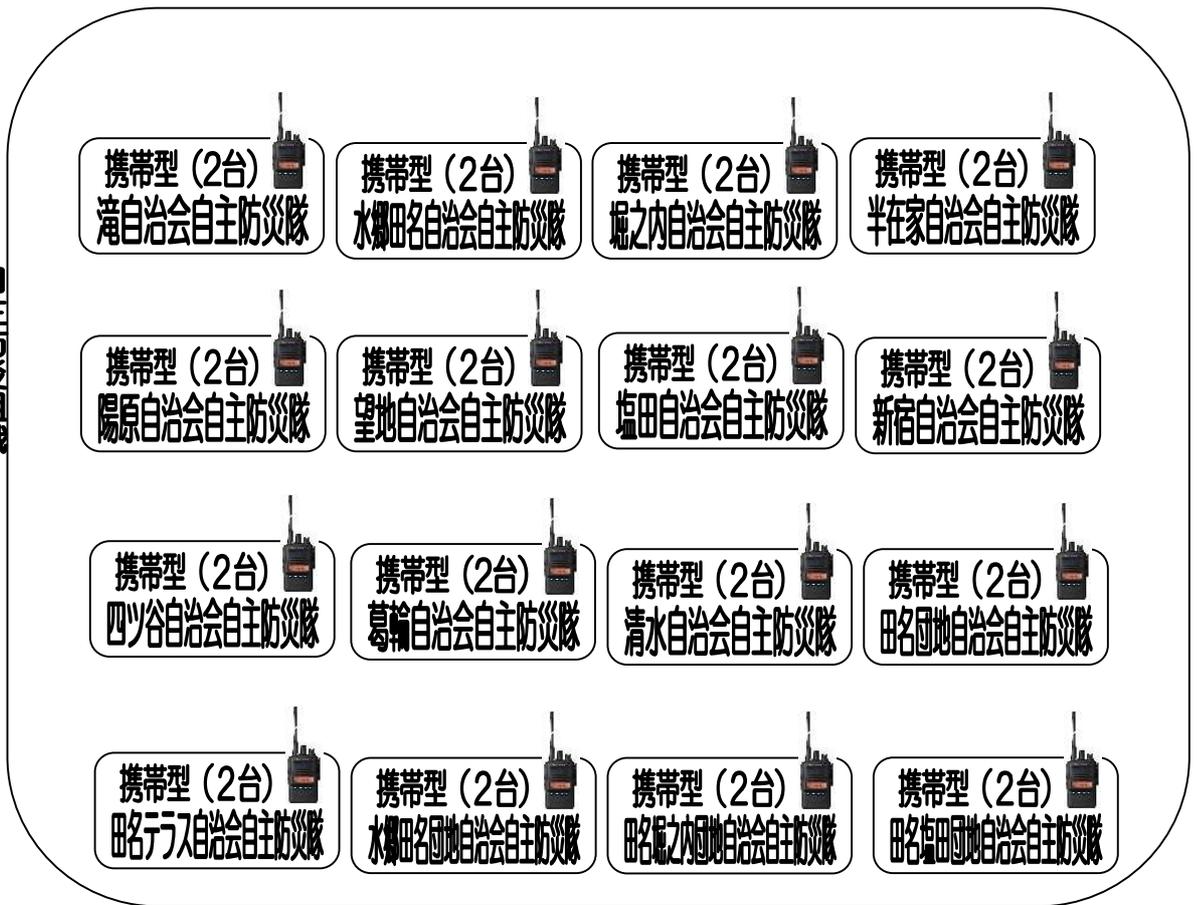
支援協力
技術協力
物資協力

■田名地区災害連絡系統図（無線機配備体制図）

田名自主
地区防災
区連組合
組織



田名自主
地区防災
区単位
組織



避難所等一覧表

(令和3年1月現在)

1. 広域避難場所

広域避難場所名 (所在地)	概ねの避難対象地区	総面積 安全面積 準安全面積 (m ²)	収容可 能人数	グラウンド 夜間照明 施設
県立相模田名 高等学校 (中央区田名 6786)	田名の一部(県道相模原大磯線以 西で横浜水道道以北の地域以外 の地域)、水郷田名1~4丁目、 田名塩田1~4丁目	36,900 26,900 10,000	28,200	
相模原北公園 (緑区下九沢 2368)	上九沢、下九沢の一部(県道相模 原大磯線以西の地域)、田名の 一部(県道相模原大磯線以西で横 浜水道道以北の地域)、西橋本1 ~4丁目、二本松、橋本台	105,000 89,800 9,300	47,200	○

2. 風水害時避難場所

風水害時避難場所	所在地	洪水	土砂
田名北小学校	中央区田名 1932-1	○※1	
田名公民館	中央区田名 4834	○	○
田名小学校	中央区田名 5091-1	○	○
田名中学校	中央区田名 5250-1	○	○
新宿小学校	中央区田名 7019	○※1	
夢の丘小学校	南区当麻 490-2	○	○
九沢小学校	緑区大島 1859-3	○	○
自治会が指定する施設 (自主防災隊が運営)		※2	※2

※1 城山ダムの緊急放流などの際に開設する可能性があります。

※2 お住まいの区域の自治会へお問い合わせください。

3. 避難所

避難所又は救護所	所在地	救護所 指定	収容可 能人数	給食室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽 ※3
田名小学校	中央区田名 5091-1	○	1,600	○		○
田名北小学校	中央区田名 1932-1		1,144	○		
新宿小学校	中央区田名 7019		1,028	○		
田名中学校	中央区田名 5250-1		1,600		○	
夢の丘小学校	南区当麻 490-2		1,542	○		○
九沢小学校	緑区大島 1859-3		1,260	○		

※3 「飲料水兼用貯水槽」とは、災害時に水道圧力が0.1Mpa以下になると緊急遮断弁が作動し、貯水槽(100 m³)内の水を確保し使用できる設備

避難の対象となる自治会一覧

避難指示の発令に伴い、避難が必要な区域に該当する自治会を示したもの。

○土砂災害警戒情報の発表に伴う避難指示が発令された場合

土砂災害警戒区域	自治会名
田名番地（八瀬川沿い）	半在家、望地、塩田
田名番地（相模川沿い）	清水、陽原、望地
水郷田名1丁目	滝、水郷田名、堀之内
水郷田名3丁目	水郷田名、水郷田名団地
水郷田名4丁目	水郷田名、水郷田名団地、陽原
田名塩田3、4丁目	塩田

○氾濫危険情報の発表に伴う避難指示が発令された場合

河川名	洪水浸水想定区域 (家屋倒壊等氾濫想定区域)	自治会名
相模川	水郷田名1～4丁目	滝、水郷田名、水郷田名団地
相模川	田名番地	望地
相模川	田名塩田3丁目	塩田

○城山ダム緊急放流実施の発表に伴う避難指示が発令された場合

地区	自治会名
水郷田名1～4丁目	滝、水郷田名、水郷田名団地
田名塩田3、4丁目	塩田

避難情報の種類

高齢者等避 (警戒レベル3)	<p><災害が発生するおそれがある状況></p> <p>危険な場所から高齢者等は避難開始</p> <p>避難に時間のかかる高齢者等以外のひとにも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p><災害が発生する恐れが極めて高い状況></p> <p>危険な場所から全員避難</p> <p>この段階までに避難を完了しておく。台風などにより暴風が予測される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p><災害が発生または切迫している状況></p> <p>命の危険、直ちに安全確保</p> <p>すでに安全な避難ができず、命の危ない状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。</p>

城山ダム緊急放流タイムライン

神奈川県

①事前情報
実施の可能性が生じた2～3日前

②見込み情報
実施する時刻の見込みが明らかになったとき

③3時間前予告
実施する予定時刻のおおむね3時間前

④見送り情報
想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流の実施を見送ったとき

⑤1時間前予告
実施する予定時刻のおおむね1時間前

⑥中止情報
想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流を中止するとき

⑦開始情報
緊急放流を開始したとき

⑧継続情報
緊急放流実施後、さらに放流量が増加し、氾濫等による甚大な被害が予測されるとき

⑨解除情報
緊急放流を終了したとき

⑩臨時情報
その他、①～⑨の定形外の情報伝達が必要となったとき

相模原市

○情報収集・発信
(各種気象情報、台風予想進路、雨量見込みなど)

風水害情報連絡体制(レベル0)

風水害初動体制(レベル1)

警戒レベル3
高齢者等避難発令

○風水害時避難場所の開設

風水害警戒本部体制(レベル2)

警戒レベル4
避難指示発令

○区本部・現地対策班等の設置

災害対策本部体制(レベル3)

○災害対策本部会議の開催

○市民・災害時要援者への情報発信
(ひばり放送、防災メール、BizFAX等)

○市民への情報発信

警戒レベル5
緊急安全確保発令

地域住民・自主防災組織

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認

○ハザードマップ等による避難場所・避難ルートの確認

○ひばり放送、防災メール等による避難情報の受信

○高齢者等は、避難開始

○災害時要援者の避難誘導

○ひばり放送、防災メール、BizFAX等による避難指示の受信

○浸水想定区域及びその周辺居住者は、全員避難

○緊急エリアメールの受信

○田名地区災害対策本部の設置

○防災メールによる氾濫危険水位到達情報の受信

○不要不急の外出自粛

○避難場所の運営支援の検討

○自宅にいる人は緊急安全確保

○相模川周辺には近づかない

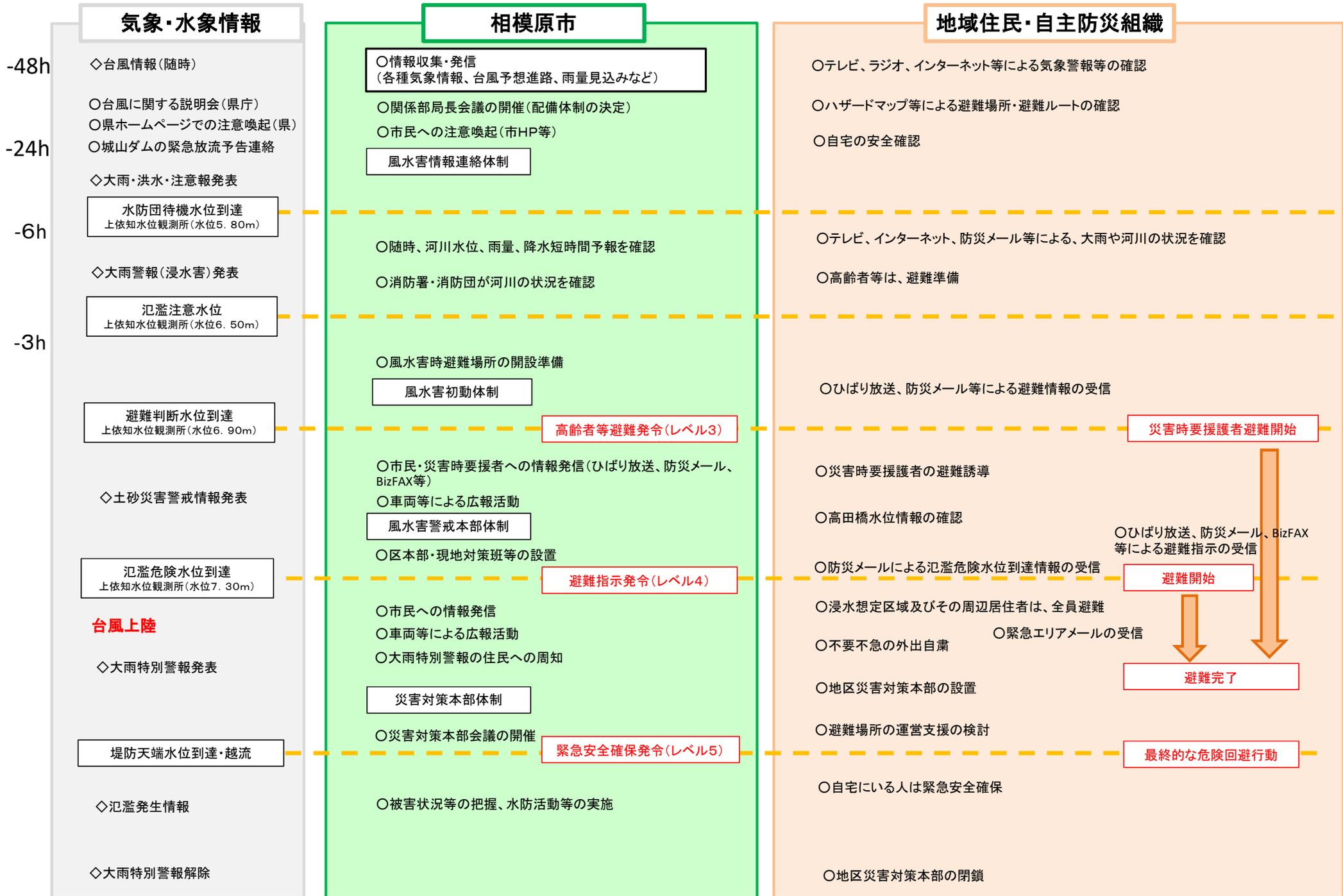
避難開始



避難完了

最終的な危険回避行動

相模川タイムライン



気象・水象情報

相模原市

地域住民・自主防災組織

- 48h
 - ◇台風情報(随時)
 - 台風に関する説明会(県庁)
 - 県ホームページでの注意喚起(県)
- 24h
 - 城山ダムの緊急放流予告連絡
 - ◇大雨・洪水・注意報発表
 - 水防団待機水位到達
上依知水位観測所(水位5.80m)
 - ◇大雨警報(浸水害)発表
 - 氾濫注意水位
上依知水位観測所(水位6.50m)
 - 避難判断水位到達
上依知水位観測所(水位6.90m)
 - ◇土砂災害警戒情報発表
 - 氾濫危険水位到達
上依知水位観測所(水位7.30m)
 - 台風上陸**
 - ◇大雨特別警報発表
 - 堤防天端水位到達・越流
 - ◇氾濫発生情報
 - ◇大雨特別警報解除

- 情報収集・発信
(各種気象情報、台風予想進路、雨量見込みなど)
- 関係部局長会議の開催(配備体制の決定)
- 市民への注意喚起(市HP等)
- 風水害情報連絡体制
- 随時、河川水位、雨量、降水短時間予報を確認
- 消防署・消防団が河川の状況を確認
- 風水害時避難場所の開設準備
- 風水害初動体制
- 高齢者等避難発令(レベル3)
- 市民・災害時要援護者への情報発信(ひばり放送、防災メール、BizFAX等)
- 車両等による広報活動
- 風水害警戒本部体制
- 区本部・現地対策班等の設置
- 避難指示発令(レベル4)
- 市民への情報発信
- 車両等による広報活動
- 大雨特別警報の住民への周知
- 災害対策本部体制
- 災害対策本部会議の開催
- 緊急安全確保発令(レベル5)
- 被害状況等の把握、水防活動等の実施

- テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
- ハザードマップ等による避難場所・避難ルートの確認
- 自宅の安全確認
- テレビ、インターネット、防災メール等による、大雨や河川の状況を確認
- 高齢者等は、避難準備
- ひばり放送、防災メール等による避難情報の受信
- 災害時要援護者避難開始
- 災害時要援護者の避難誘導
- 高田橋水位情報の確認
- ひばり放送、防災メール、BizFAX等による避難指示の受信
- 避難開始
- 防災メールによる氾濫危険水位到達情報の受信
- 浸水想定区域及びその周辺居住者は、全員避難
- 不要不急の外出自粛
- 緊急エリアメールの受信
- 避難完了
- 地区災害対策本部の設置
- 避難場所の運営支援の検討
- 最終的な危険回避行動
- 自宅にいる人は緊急安全確保
- 地区災害対策本部の閉鎖

ふうすいがい そな
風水害に備えよう

マイ・タイムラインシート



湘南都市 さがみはら

日頃からの備え	① 自宅(周辺)の状況	<input type="checkbox"/> 川の浸水のおそれあり(浸水の深さ: _____ m) <input type="checkbox"/> 土砂災害のおそれあり(<input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地すべり)	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅は... <input type="checkbox"/> 区域の中 <input type="checkbox"/> 区域の外
	② 避難する場所	優先① (避難の方法: <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 徒歩 _____) (避難にかかる時間: _____ 分) 優先② (避難の方法: <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 徒歩 _____) (避難にかかる時間: _____ 分)	
	③ 避難の目安(タイミング)	_____ とき	
	④ 非常用持ち出し品(避難のときも持っていくもの)	_____	

時間経過	警戒レベル	なにをする？	
		市からの避難情報	地域の動きや注意すること わたし(と家族)の動き
2~5日前	1	台風・大雨に関する気象情報(週間天気予報など) 早期注意情報	災害への心構えを高める
	2	大雨・洪水注意報 大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報	自らの避難行動を確認
雨が強まる(数時間前)	3	高齢者等避難 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	危険な場所から高齢者等の避難に時間のかかる人は避難
	4	避難指示	危険な場所から全員避難
災害発生	5	大雨特別警報 河川氾濫/土砂災害発生! 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保!!

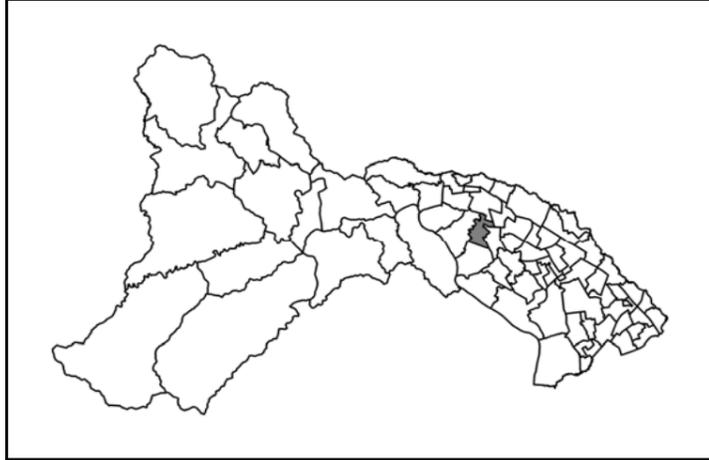
「警戒レベル4までに必ず避難！」

《もし避難できていなかったら何ができる?》

○地区を構成する町丁

【緑区】大島、下九沢、田名、橋本台1丁目、【中央区】下九沢、田名

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

横山(下九沢加藤原, 下九沢中横山, 自治会法人下九沢中の原), 大沢(三菱神明平, KYB社宅, 神明平, 上中ノ原団地, 大沢団地, ヒルズ橋本南, グリーンヒル下九沢, 塚場, 自治会法人下九沢宮下, 自治会法人上九沢, 九沢), 田名(自治会法人葛輪)

○地区概況

地形は、2段の台地(上段、中段)からなり、台地の境には段丘崖が発達している。また、台地(中段)上を鳩川が流れる。上段は工業用地が多く、中段は主に住宅地である。主要な道路として、県道63号相模原大磯線が南北方向に、県道508号厚木城山線が地区のほぼ中心から西に延びている。

○建物数・人口

建物	区分		建物(棟数)	
	区分	棟数		
建物	木造(昭和55年以前)	547棟		
	木造(昭和56年以降)	1,436棟		
	非木造(昭和55年以前)	150棟		
	非木造(昭和56年以降)	337棟		
	合計	2,470棟		
人口	区分		人口(人)	
	区分	人口		
	0~4歳	530人		
	5~64歳	7,361人		
	65歳以上	1,967人		
合計	9,858人			

○所見

・鳩川沿いの低地に、川に近接する住宅地がある。
・富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	
警察署	下九沢交番
消防署	
消防団詰所	塚場, 葛輪
病院等	
主な災害時要援護者施設	ホームステーション らいふ橋本, ムート下九沢, キッチンハウス下九沢, キッチンステイハウス, すこやか相談室, 有料老人ホーム 勢水, グループホームひばり
幼稚園、保育園	むくどり風の丘保育園, こどもきらきら園, 小さき花保育園
学校、大学	九沢小学校
避難所	九沢小学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	下九沢団地一帯
防災備蓄倉庫	九沢小学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	

○地震被害予測結果

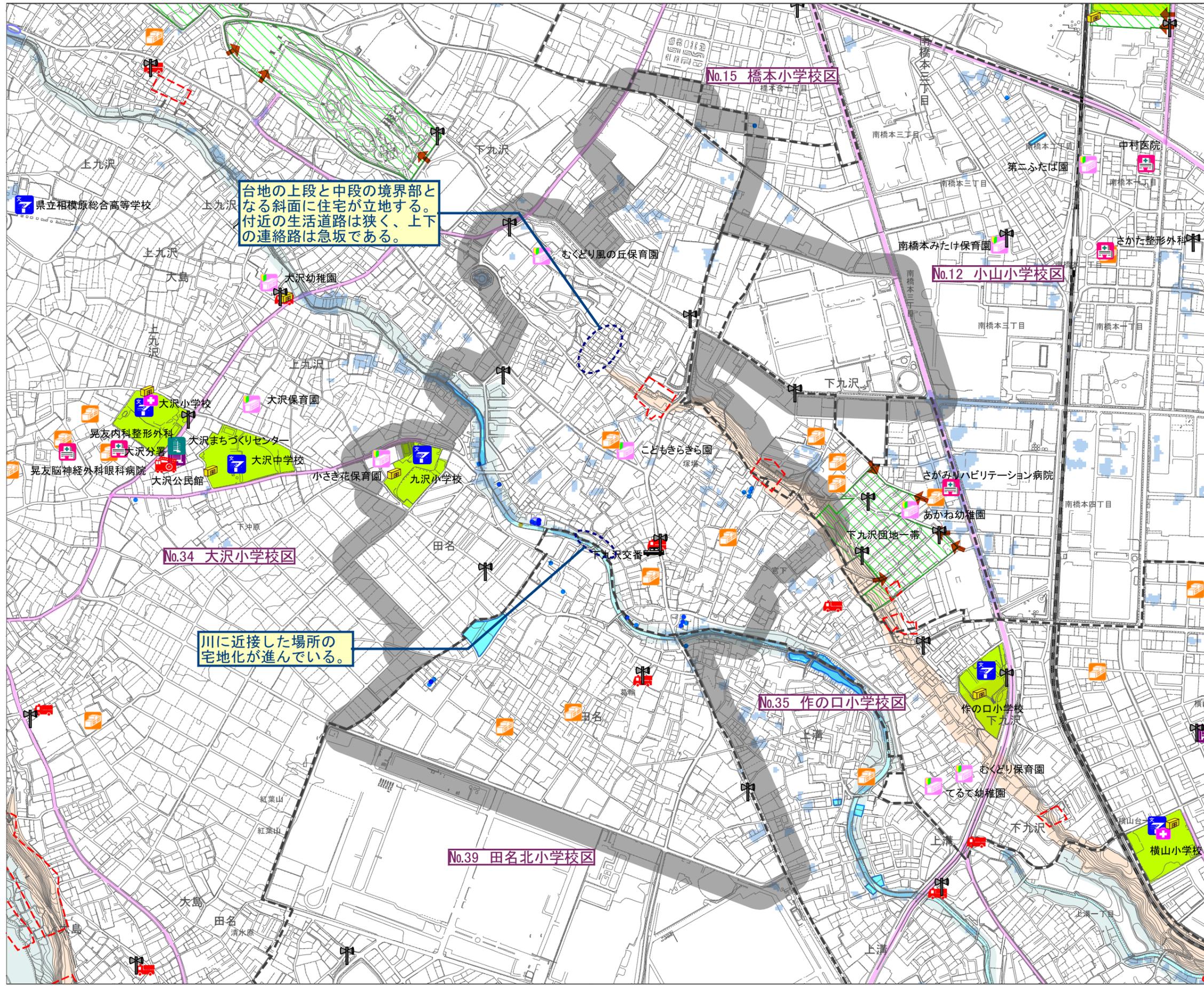
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	114棟	4.6%	99棟	4.0%	12棟	0.5%
建物焼失	14棟	0.6%	5棟	0.2%	0棟	0.0%
死者	7人	0.1%	6人	0.1%	1人	0.0%
閉込者	36人	0.4%	31人	0.3%	4人	0.0%
重傷者	9人	0.1%	8人	0.1%	1人	0.0%
軽傷者	57人	0.6%	53人	0.5%	17人	0.2%
避難所避難者(当日)	278人	2.8%	234人	2.4%	44人	0.4%
避難所避難者(1週間後)	708人	7.2%	659人	6.7%	277人	2.8%

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	
土砂災害	
地震による地盤災害	
地震による建物被害、火災	

○近年の主な災害履歴

平成 2年 8月 8日 床下浸水2戸、床上浸水9戸
平成 2年 9月30日 床下浸水4戸
平成 3年 9月19日 床下浸水6戸
平成10年 8月28日 床下浸水3戸
平成10年 9月15日 床下浸水1戸、床上浸水3戸
平成12年 9月12日 床下浸水1戸
平成12年 9月16日 床下浸水1戸、土砂災害1箇所
平成12年 9月24日 床下浸水1戸
平成14年10月 1日 床下浸水1戸
平成16年10月 9日 床下浸水2戸
平成20年 8月28日 床下浸水1戸、床上浸水3戸



地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

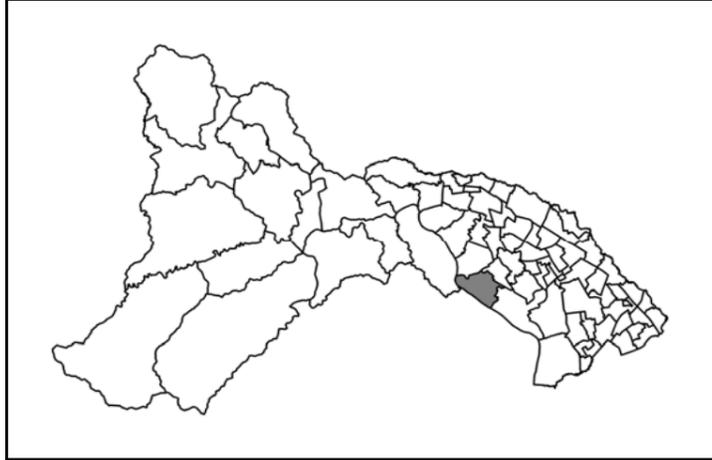
みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



○地区を構成する町丁

【中央区】水郷田名、田名

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

田名(滝, 自治会法人水郷田名, 自治会法人田名堀之内, 半在家, 自治会法人陽原, 望地, 自治会法人新宿, 自治会法人田名四ツ谷, 田名団地, 田名テラス, 水郷田名団地)

○地区概況

地形は、相模川沿いの低地と2段の台地（中段、下段）からなる。台地の境には段丘崖が発達しており、相模川沿いの低地と下段との間には50～60mのかけがある。下段を八瀬川が流れており、河川沿いに谷底平野が見られる。主要な道路として、県道63号相模原大磯線が西部を、県道48号鍛冶谷相模原線が東西に横断している。住宅は西部に集中しており、低地部分には古い街並みが見られる。東部は主に農地である。

○建物数・人口

建物		人口	
区分	棟数	区分	人数
木造(昭和55年以前)	836 棟	0～4歳	483 人
木造(昭和56年以降)	2,269 棟	5～64歳	8,501 人
非木造(昭和55年以前)	161 棟	65歳以上	2,820 人
非木造(昭和56年以降)	395 棟	合計	11,804 人
合計	3,661 棟		

○所見

- ・避難所は地区の北西端に位置している。
- ・段丘崖が多く見られる。
- ・避難する経路が坂道であることが多い。特に相模川沿いの低地から避難する経路には、急で長い坂道がある。
- ・富士山の大規模噴火時には2～30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	田名まちづくりセンター, 相模川ふれあい科学館, 田名公民館
警察署	
消防署	田名分署
消防団詰所	田名中央, 水郷田名, 陽原・望地
病院等	
主な災害時要援護者施設	だんらんの家 水郷田名, パステルファーム第3分場, 社会福祉法人相模福祉村 たんぼぼの家 日中サービス わたげ, 特別養護老人ホーム 縁JOY, 社会福祉法人 愛泉会 リバーサイド 田名ホーム, 田名老人保険施設光生, 社会福祉法人 相模福祉村 たんぼぼの家 相談支援, グループホームぽっかぽか, グループホームたんぼぼ水郷田名, 柴胡苑, パステルファーム
幼稚園、保育園	上田名幼稚園, 友愛保育園, 田名保育園, 田名幼稚園
学校、大学	田名小学校, 田名中学校, 県立相模田名高等学校
避難所	※田名中学校, ※田名小学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	県立相模田名高等学校
防災備蓄倉庫	※県立相模田名高等学校, 田名小学校, 田名中学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	田名青少年広場

○地震被害予測結果

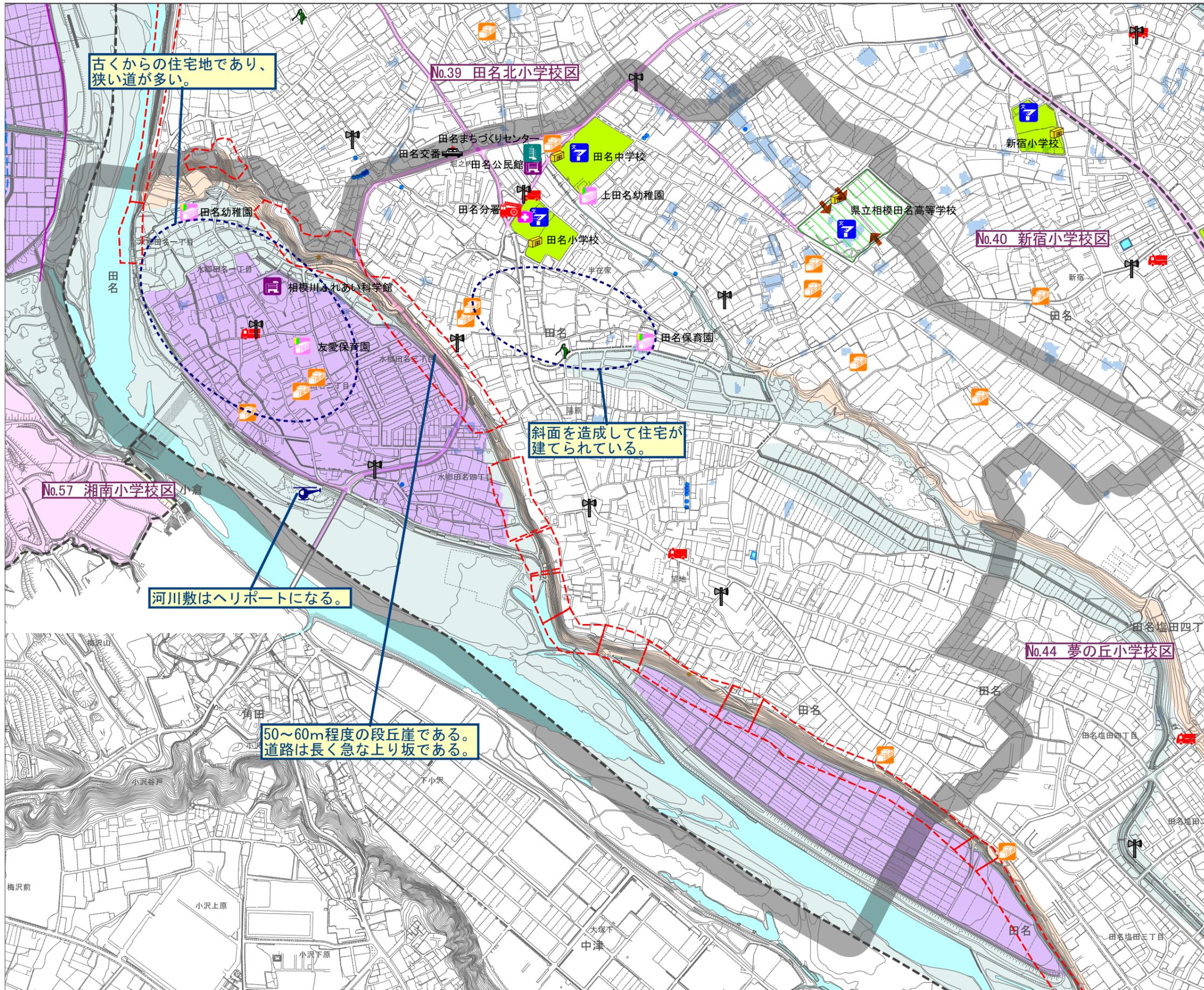
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	152 棟	4.1 %	132 棟	3.6 %	34 棟	0.9 %
建物焼失	23 棟	0.6 %	8 棟	0.2 %	0 棟	0.0 %
死者	9 人	0.1 %	8 人	0.1 %	2 人	0.0 %
閉込者	53 人	0.4 %	47 人	0.4 %	12 人	0.1 %
重傷者	10 人	0.1 %	9 人	0.1 %	2 人	0.0 %
軽傷者	63 人	0.5 %	58 人	0.5 %	30 人	0.3 %
避難所避難者(当日)	569 人	4.8 %	503 人	4.3 %	212 人	1.8 %
避難所避難者(1週間後)	1,136 人	9.6 %	1,067 人	9.0 %	609 人	5.2 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	■■■■■
土砂災害	■■■■■
地震による地盤災害	■■■■■
地震による建物被害、火災	■■■■■

○近年の主な災害履歴

平成 2年 8月10日 土砂災害1箇所
平成 3年 9月19日 床下浸水10戸
平成12年 9月12日 床下浸水2戸、土砂災害1箇所



凡例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



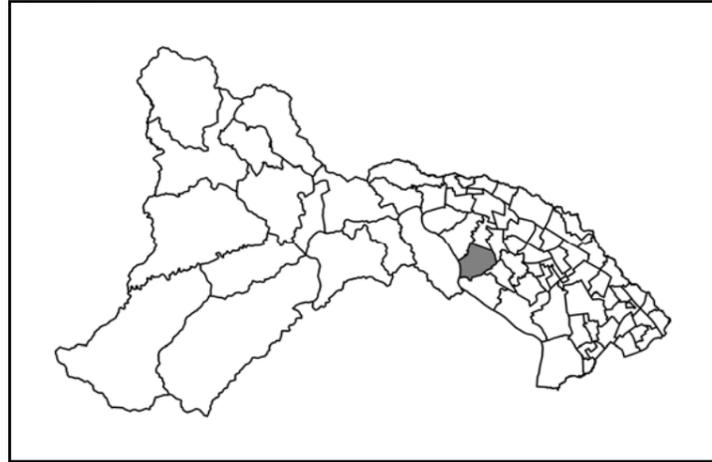
1:10000



○地区を構成する町丁

【緑区】田名、【中央区】田名

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

大沢(自治会法人古清水), 田名(堀之内団地, 自治会法人田名堀之内, 自治会法人田名四ツ谷, 自治会法人田名清水)

○地区概況

西端の相模川沿いと南端付近に高さ20~30mの段丘崖がある。地区全体に渡って地盤が相模川に向かって緩やかに低くなっている。主要な道路として県道48号鍛冶谷相模原線が南北方向に、県道63号相模原大磯線が東西方向に通っている。また、東端を国道129号が、南端を県道54号相模原愛川線が通っている。北東部に大規模な工場があり、その周辺には中小規模の工場が多い。中央部、西部は住宅地および農地である。

○建物数・人口

建物		区分		建物 (棟数)
建物	木造(昭和55年以前)	673	棟	
	木造(昭和56年以降)	1,682	棟	
	非木造(昭和55年以前)	265	棟	
	非木造(昭和56年以降)	518	棟	
合計		3,137	棟	
人口		区分		人口 (人)
人口	0~4歳	348	人	
	5~64歳	6,373	人	
	65歳以上	2,006	人	
	合計	8,727	人	

○所見

- ・相模川沿いおよび南端付近の段丘崖は急傾斜である。
- ・北東部には工場が多く、従業員など昼間人口が多い。
- ・富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	
警察署	田名交番
消防署	
消防団詰所	清水
病院等	田名整形外科クリニック
主な災害時要援護者施設	(予定) アーバンリビング相模原田名
幼稚園、保育園	清水保育園
学校、大学	田名北小学校
避難所 ※洪水時避難所兼用	田名北小学校
洪水時避難所	
広域避難場所	
防災備蓄倉庫 ※広域避難場所対応	田名北小学校
臨時ヘリポート	

○地震被害予測結果

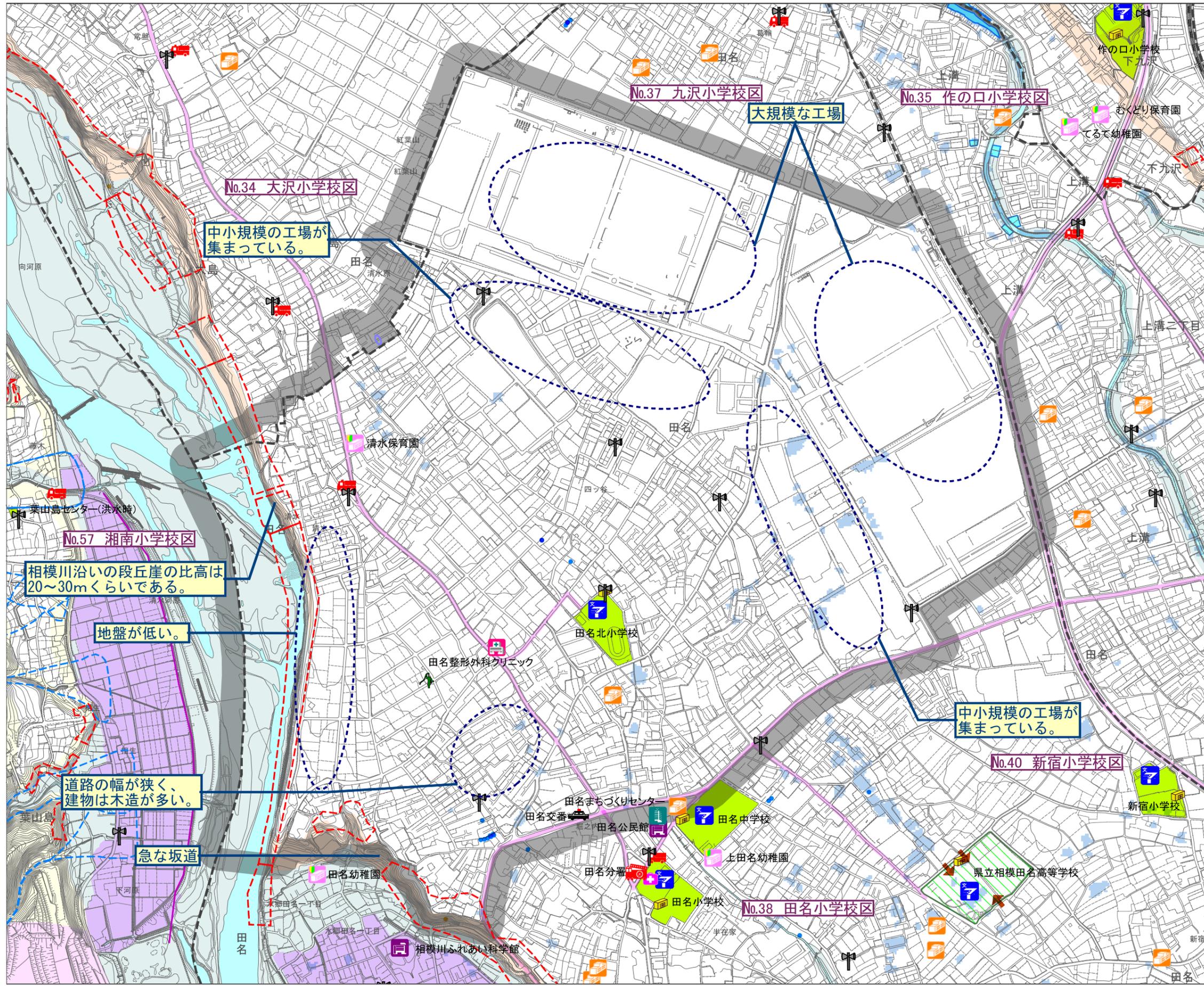
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	131 棟	4.2 %	95 棟	3.0 %	23 棟	0.7 %
建物焼失	19 棟	0.6 %	7 棟	0.2 %	0 棟	0.0 %
死者	8 人	0.1 %	6 人	0.1 %	1 人	0.0 %
閉込者	39 人	0.4 %	28 人	0.3 %	7 人	0.1 %
重傷者	9 人	0.1 %	7 人	0.1 %	2 人	0.0 %
軽傷者	58 人	0.7 %	50 人	0.6 %	24 人	0.3 %
避難所避難者(当日)	310 人	3.6 %	227 人	2.6 %	73 人	0.8 %
避難所避難者(1週間後)	716 人	8.2 %	625 人	7.2 %	356 人	4.1 %

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	<div style="width: 100%; height: 10px; background-color: #ccc;"></div>
土砂災害	<div style="width: 100%; height: 10px; background-color: #ccc;"></div>
地震による地盤災害	<div style="width: 100%; height: 10px; background-color: #ccc;"></div>
地震による建物被害、火災	<div style="width: 100%; height: 10px; background-color: #ccc;"></div>

○近年の主な災害履歴

平成 3年 9月19日 床下浸水4戸、床上浸水2戸
 平成 3年10月12日 床下浸水2戸
 平成12年 9月12日 床下浸水2戸
 平成12年 9月24日 床下浸水1戸
 平成14年10月 1日 床下浸水1戸



凡例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



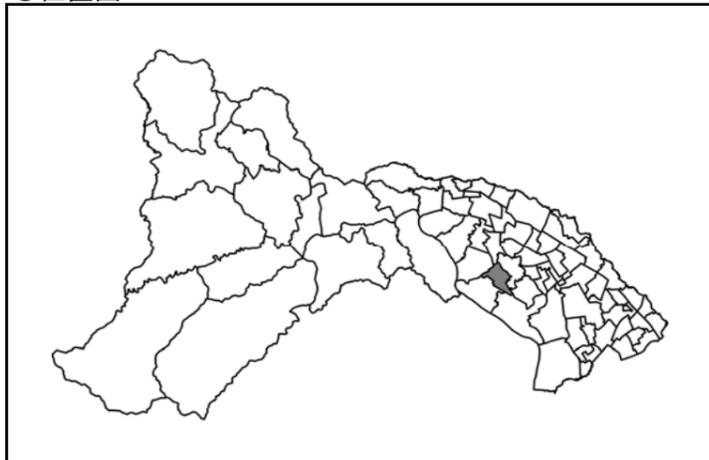
1:10000



○地区を構成する町丁

【中央区】上溝6丁目、田名

○位置図



○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	
警察署	
消防署	
消防団詰所	新宿, 石橋
病院等	
主な災害時要援護者施設	ナウシカ, (社法人)中心会児童養護施設中心子どもの家, 田名新宿住宅
幼稚園、保育園	
学校、大学	新宿小学校
避難所 ※洪水時避難所兼用	新宿小学校
洪水時避難所	
広域避難場所	
防災備蓄倉庫 ※広域避難場所対応	新宿小学校
臨時ヘリポート	

○地区自治会連合会名(自治会名)

田名(自治会法人新宿, 自治会法人田名四ツ谷), 上溝(自治会法人石橋, 自治会法人田尻, 石住, 豊原, 神明団地)

○地区概況

北東部に鳩川が流れており、河川沿いは地盤が低くなっている。地区の中央付近を国道129号が縦断し、北部に県道54号相模原愛川線が通っている。中央付近は農地であり、北部および東部は住宅地である。

○建物数・人口

建物		区分		建物 (棟数)	
建物	木造(昭和55年以前)	583	棟		
	木造(昭和56年以降)	1,443	棟		
	非木造(昭和55年以前)	96	棟		
	非木造(昭和56年以降)	229	棟		
	合計	2,351	棟		
人口		区分		人口 (人)	
人口	0~4歳	374	人		
	5~64歳	7,015	人		
	65歳以上	2,036	人		
	合計	9,425	人		

○地震被害予測結果

	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	118 棟	5.0 %	68 棟	2.9 %	19 棟	0.8 %
建物焼失	16 棟	0.7 %	6 棟	0.2 %	0 棟	0.0 %
死者	8 人	0.1 %	4 人	0.0 %	1 人	0.0 %
閉込者	41 人	0.4 %	24 人	0.3 %	7 人	0.1 %
重傷者	8 人	0.1 %	5 人	0.1 %	1 人	0.0 %
軽傷者	49 人	0.5 %	39 人	0.4 %	20 人	0.2 %
避難所避難者(当日)	322 人	3.4 %	201 人	2.1 %	72 人	0.8 %
避難所避難者(1週間後)	764 人	8.1 %	621 人	6.6 %	378 人	4.0 %

○所見

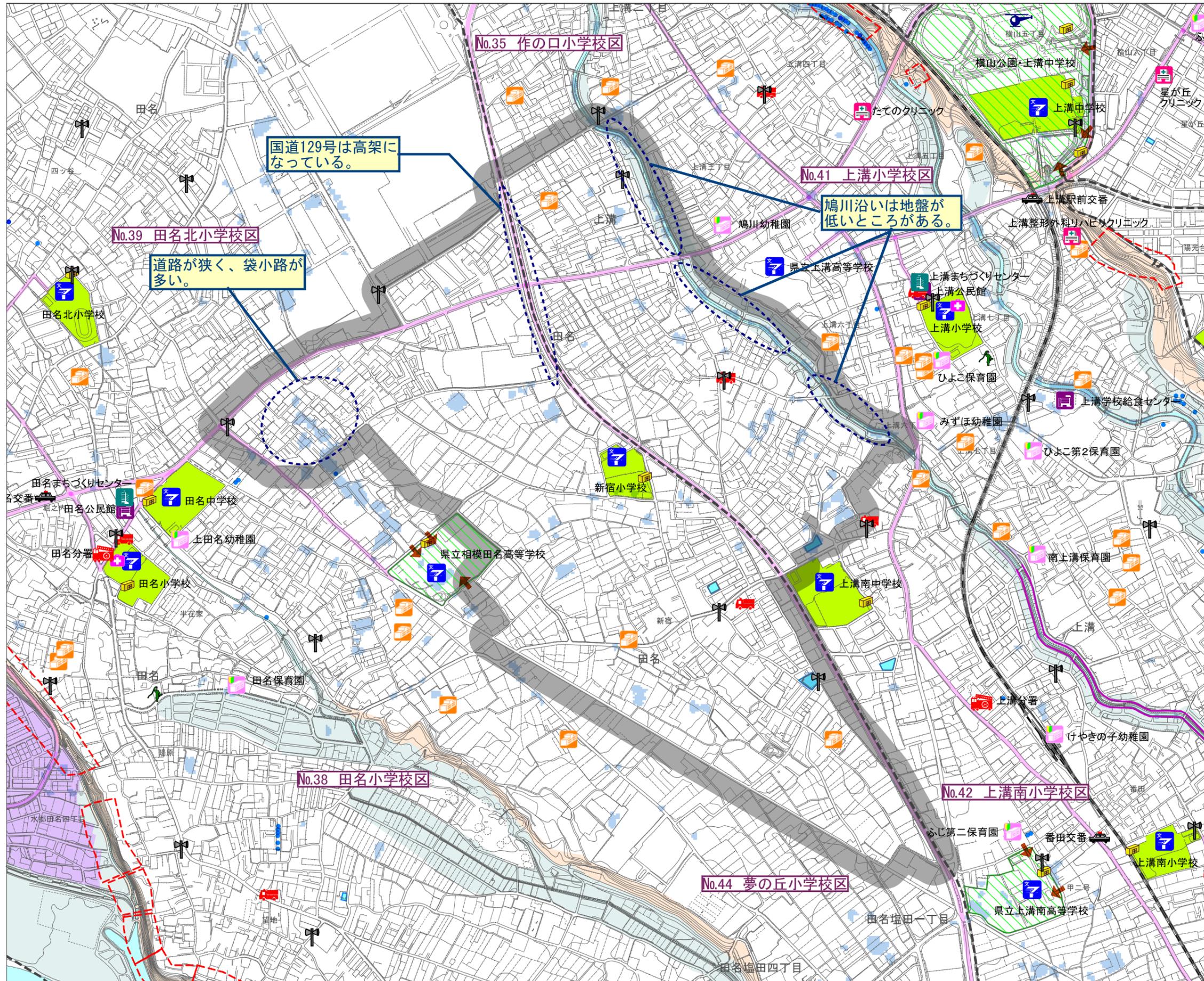
- 鳩川沿いの低地に、住宅地がある。
- 富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	
土砂災害	
地震による地盤災害	
地震による建物被害、火災	

○近年の主な災害履歴

なし



凡例

防災関連施設等

	市役所、まちづくりセンター等
	公民館、主な公共施設等
	警察署、交番、駐在所
	消防署
	消防団詰所
	病院等
	主な災害時要援護者施設
	幼稚園、保育園
	学校、大学
	避難所・洪水時避難所
	広域避難場所
	広域避難場所への車両進入可能箇所
	救護所
	防災備蓄倉庫
	ひばり放送塔
	雨水調整池
	臨時ヘリポート
	災害時協力井戸
	緊急輸送路
	小学校区境界
	地区自治会連合会境界

地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



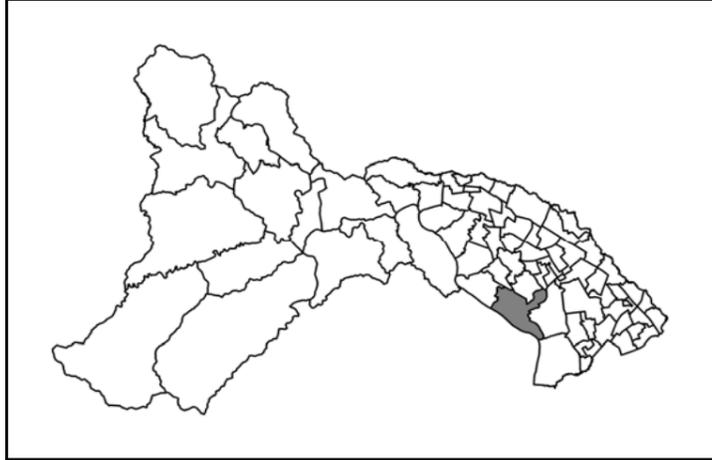
1:10000



○地区を構成する町丁

【中央区】上溝、田名、田名塩田、
【南区】下溝、当麻

○位置図



○地区自治会連合会名(自治会名)

田名(自治会法人塩田, 田名塩田団地, 自治会法人新宿), 上溝(自治会法人番田諏訪面), 麻溝(古山上, 原当麻上, 市場, 自治会法人当麻, 中丸, 古山下, 芹沢)

○地区概況

地形は、相模川沿いの低地と2段の台地（中位、下位）からなる。台地の境は段丘崖となっている。台地（下位）上には八瀬川が流れており、河川沿いに谷底平野がみられる。台地（中位）上には鳩川、姥川、道保川が流れている。台地は西部と東部が宅地、北部から中央部が農地として利用されている。低地は主に水田として利用されている。国道129号と県道46号相模原茅ヶ崎線が南北に通っている。県道52号相模原町田線、県道48号鍛冶谷相模原線が東西に通っている。鉄道ではJR相模線が県道46号相模原茅ヶ崎線に沿って南北に通っている。

○建物数・人口

建物	区分		棟数	建物(棟数)					
	区分	棟数		0 500 1,000 1,500 2,000					
建物	木造(昭和55年以前)	353	棟						
	木造(昭和56年以降)	1,825	棟						
	非木造(昭和55年以前)	64	棟						
	非木造(昭和56年以降)	526	棟						
	合計	2,768	棟						
人口	区分		人数	人口(人)					
	区分	人数		0% 20% 40% 60% 80% 100%					
人口	0~4歳	403	人						
	5~64歳	7,105	人						
	65歳以上	1,753	人						
	合計	9,261	人						

○所見

- 相模川沿いの低地では、相模川が氾濫した場合に浸水のおそれがある。
- 地区内には夢の丘小学校しか避難所がなく、低地から向かうには2段の段丘崖を上る必要がある（近隣の麻溝小学校に向かう場合も同様）。
- 災害時の避難においては、2段の段丘崖や複数の河川が分断要素となる。
- 富士山の大規模噴火時には2~30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。

○防災関連施設

市役所、まちづくりセンター、出張所等の主な公共施設	史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）
警察署	
消防署	
消防団詰所	塩田, 当麻
病院等	
主な災害時要援護者施設	塩田ホームデイサービスセンター, (仮称)ラペ相模原, 特別養護老人ホームよもぎの里 愛の丘, (社)喜楽会特別養護老人ホームあさみぞホーム, 特別養護老人ホーム塩田ホーム, エスペランサ相模原, プライムガーデンさがみはら
幼稚園、保育園	相模原高等学校附属光明幼稚園
学校、大学	光明学園相模原高等学校, 夢の丘小学校
避難所	※夢の丘小学校
※洪水時避難所兼用	
洪水時避難所	
広域避難場所	
防災備蓄倉庫	夢の丘小学校
※広域避難場所対応	
臨時ヘリポート	昭和橋スポーツ広場

○地震被害予測結果

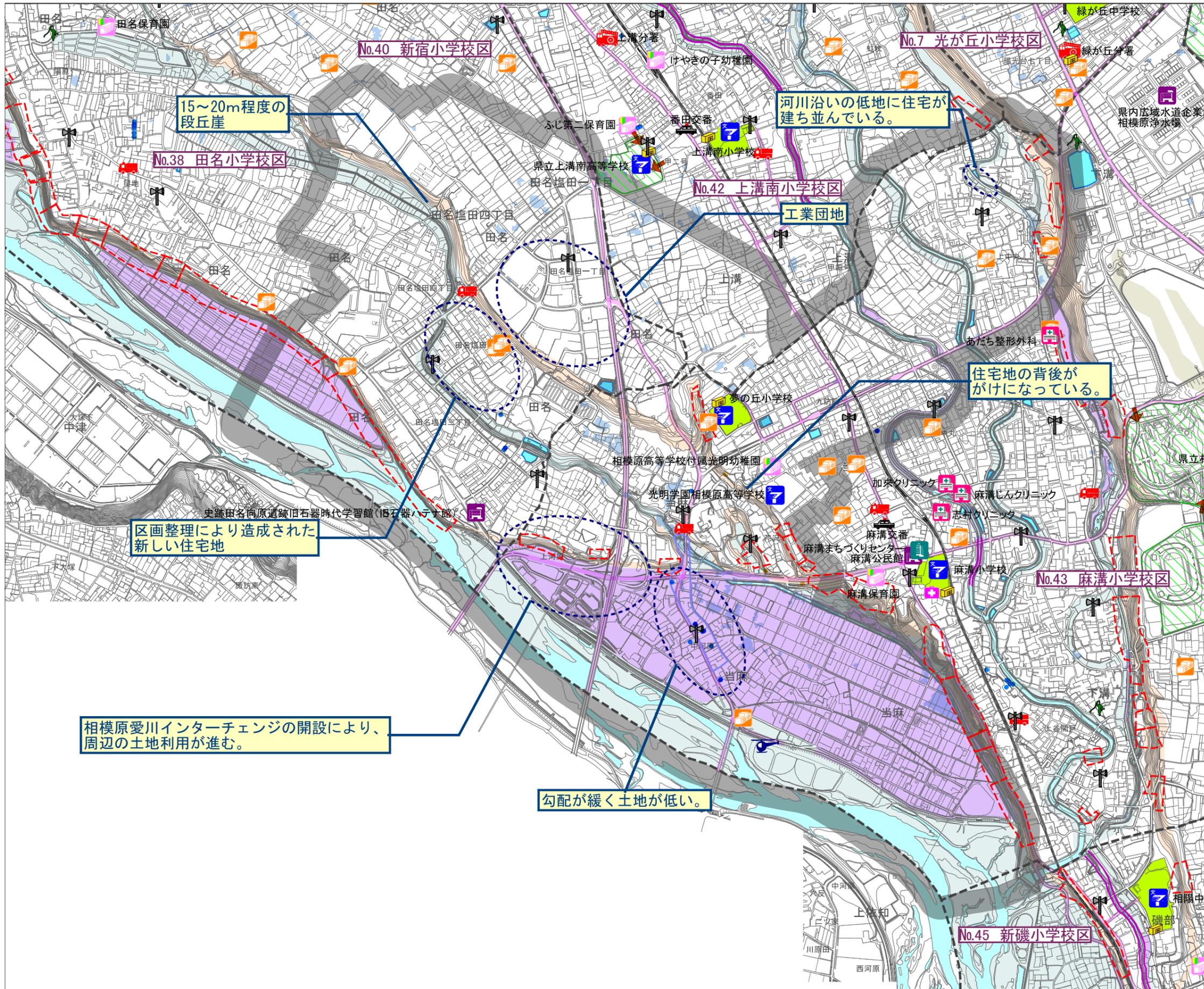
	東部直下地震		西部直下地震		大正関東タイプ地震	
	被害量	比率	被害量	比率	被害量	比率
建物全壊	84棟	3.0%	25棟	0.9%	27棟	1.0%
建物焼失	7棟	0.3%	0棟	0.0%	0棟	0.0%
死者	5人	0.1%	1人	0.0%	2人	0.0%
閉込者	30人	0.3%	9人	0.1%	9人	0.1%
重傷者	5人	0.1%	2人	0.0%	2人	0.0%
軽傷者	33人	0.4%	18人	0.2%	17人	0.2%
避難所避難者(当日)	247人	2.7%	104人	1.1%	105人	1.1%
避難所避難者(1週間後)	716人	7.7%	475人	5.1%	451人	4.9%

○災害危険度評価

危険度評価項目	→危険度が高い
水害	
土砂災害	
地震による地盤災害	
地震による建物被害、火災	

○近年の主な災害履歴

平成 2年 9月19日 床下浸水1戸
 平成 3年 9月19日 床下浸水5戸、土砂災害2箇所
 平成 8年 9月22日 床下浸水3戸
 平成10年 6月16日 土砂災害1箇所
 平成11年 8月14日 床下浸水4戸
 平成16年10月 9日 床下浸水1戸
 平成18年 6月16日 床下浸水3戸
 平成19年 7月29日 床下浸水2戸



地形分類

	山地・丘陵地
	低地
	台地
	台地上の浅い谷
	段丘崖
	山麓堆積地形・扇状地
	人工地形

災害履歴

	浸水があったところ
	土砂災害があったところ

災害危険箇所等

	重要水防区域
	浸水想定区域(河川氾濫)
	浸水想定区域(内水)
	浸水被害警戒地域
	土石流危険渓流
	土石流危険区域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	地すべり危険箇所

書き込み欄

みなさんが知っている防災の情報を記入しましょう(例: 浸水しやすいところ、防火水槽の位置など)



参考資料一覧

- 自主防災組織活動基本計画（活動・支援マニュアル）
- 避難所運営マニュアル
- 相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン
- 防災ガイドブック
- 浸水（内水）ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 揺れやすさマップ